

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 6180 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月15日 月曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 売上割戻しと交際費等の区分

Q : 売上割戻しと交際費等の区分が改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

売上割戻しと交際費等の区分は、措置法通達において、法人がその得意先である事業者に対し、売上高若しくは売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額ごとに金銭で支出する売上割戻しの費用及びこれらの基準のほかに得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して金銭で支出する費用は、交際費等に該当しないものとしてしています。

この度の改正では、この取扱いを踏まえて、得意先である事業者において棚卸資産若しくは固定資産として販売し若しくは使用することが明らかな物品(事業用資産)又はその購入単価が少額(おおむね3,000円以下)である物品(少額物品)を交付する場合(その交付の基準が上記の売上割戻し等の算定基準と同一である場合に限る)におけるこれらの物品を交付するために要する費用についても同様とする注書きが追加されました。

また、これに連動して、売上割戻し等と同一の基準により物品を交付し又は旅行、観劇等に招待する費用に関する取扱いも見直され、この取扱いの物品の交付には、上記が除かれることが明らかにされています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】